

議案第 9 号

長与町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

上記議案を提出します。

平成 28 年 3 月 2 日

長与町長 吉 田 慎 一

提案理由

学校教育法等の一部を改正する法律(平成 27 年法律第 46 号)の施行に伴い、早出遅出勤務の規定を改めるもの。

長与町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

長与町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第8条の3第1項第2号を次のように改める。

(2) 小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している子のあ
る職員であって、規則で定めるもの

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。